

機密性2情報



認定農業者認定事務担当者限り

元中経第908号

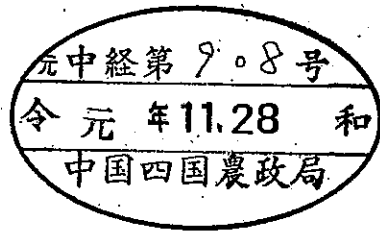
令和元年12月4日

香川県農政水産部長 殿

中国四国農政局経営・事業支援部長

農業者に対する青色申告の推進への御協力のお願について

このことについて、令和元年11月28日付け元経営第1847号をもって経営局経営政策課長、就農・女性課長及び保険課長より通知があったので、御了知の上、貴管内市町村及び関係機関に対し青色申告の推進についての働きかけをお願いします。



元経営第 1847 号
令和元年 11 月 28 日

中国四国農政局経営・事業支援部長 殿

農林水産省経営局経営政策課長
就農・女性課長
保険課長

農業者に対する青色申告の推進への御協力をお願い

農業経営の着実な発展を図るためには、農業経営上の収入や支出、資産、負債の状況を、損益計算書、貸借対照表等の財務諸表に整理することにより、自らの経営を客観的に見極められるよう経営管理を行うことが重要です。

特に、市町村基本構想の農業所得に関する目標水準を目指す認定農業者及び認定新規就農者（以下「認定農業者等」といいます。）にとっては、簿記記帳は目標の実現に向けた欠かせない経営上のツールであり、これにより、スーパーL資金等の制度資金等の融資も受けられやすくなります。

さらに、前述の財務諸表を整理することにより、青色申告を行うことができるようになります。青色申告を行えば、

- ①最高 65 万円の特別控除があるほか、
- ②損失額の繰越しや繰戻しができる
- ③専従者の給与額を必要経費に算入できる
- ④農業経営基盤強化準備金制度により法人税・所得税の特例が適用される
- ⑤農業者年金の保険料補助（最高 1 万円/月）を受けられる

等のメリットがあり、農業経営を発展させていく上でも有効です。

加えて、青色申告を行う農業者は、農業経営収入保険（以下「収入保険」といいます。）に加入することができます。収入保険は、全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下のほか、農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償する保険制度であります。

これに加入することで、新規作物の導入や販路の開拓などの新しい取組にチャレンジし易くなります。収入保険は、複式簿記による青色申告だけでなく、簡易な方式による記帳も対象です。

以上のように、青色申告を行うことで、制度資金等の融資を受けられやすくなる、税制上のメリットを受けられる、収入保険に加入できるといった利点がありますので、認定農業者等に対して青色申告を勧めることは意義あるものと考えています。

つきましては、貴職から、管内の都道府県及び都道府県内の市町村など認定農業者等の認定機関並びに都道府県農業経営相談所など関係機関に対し、別紙を通知の上、認定農業者等をはじめ、これから認定農業者等の認定申請を行う者に対する青色申告の推進についての働きかけをお願いします。



農業者に対する青色申告の推進への御協力をお願い

農業経営の着実な発展を図るためには、農業経営上の収入や支出、資産、負債の状況を、損益計算書、貸借対照表等の財務諸表に整理することにより、自らの経営を客観的に見極められるよう経営管理を行うことが重要です。

特に、市町村基本構想の農業所得に関する目標水準を目指す認定農業者及び認定新規就農者（以下「認定農業者等」といいます。）にとっては、簿記記帳は目標の実現に向けた欠かせない経営上のツールであり、これにより、スーパーL資金等の制度資金等の融資も受けられやすくなります。

さらに、前述の財務諸表を整理することにより、青色申告を行うことができるようになります。青色申告を行えば、

- ①最高65万円の特別控除があるほか、
- ②損失額の繰越しや繰戻しができる
- ③専従者の給与額を必要経費に算入できる
- ④農業経営基盤強化準備金制度により法人税・所得税の特例が適用される
- ⑤農業者年金の保険料補助（最高1万円/月）を受けられる

等のメリットがあり、農業経営を発展させていく上でも有効です。

加えて、青色申告を行う農業者は、農業経営収入保険（以下「収入保険」といいます。）に加入することができます。収入保険は、全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下のほか、農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償する保険制度であります。

これに加入することで、新規作物の導入や販路の開拓などの新しい取組にチャレンジしやすくなります。収入保険は、複式簿記による青色申告だけでなく、簡易な方式による記帳も対象です。

以上のように、青色申告を行うことで、制度資金等の融資を受けられやすくなる、税制上のメリットを受けられる、収入保険に加入できるといった利点がありますので、認定農業者等に対して青色申告を勧めることは意義あるものと考えています。

つきましては、貴職におかれましては、

- ① 認定農業者等をはじめ、これから認定農業者等の認定申請を行う者に対して、別添のチラシを配布するなどにより、青色申告を推進するとともに、
- ② これから青色申告を始めるためには、所轄の税務署に青色申告承認申請書を提出する必要があること、例えば、令和2年分の農業所得から青色申告を行う場合、令和2年3月15日までに手続を行っておく必要があることについても、併せてお知らせいただくよう、よろしく願いいたします。